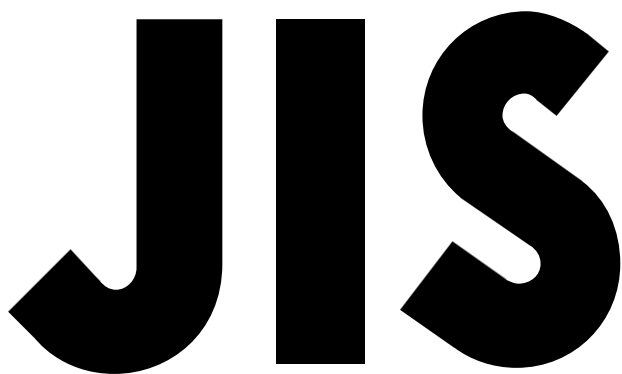




低圧電気設備－
第 4-44 部：安全保護－
妨害電圧及び電磁妨害に対する保護

JIS C 60364-4-44 : 2022

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
440.1 適用範囲	1
440.2 引用規格	1
441 (空白)	3
442 高圧系統地絡故障及び低圧系統故障による一時的過電圧からの低圧設備の保護	3
442.1 一般事項	3
442.2 高圧系統の地絡故障時間中の低圧系統の過電圧	4
442.3 TN 系統及び TT 系統における中性線の欠落の場合の商用周波ストレス電圧	8
442.4 中性線がある IT 系統内に地絡故障が発生した場合の商用周波ストレス電圧	8
442.5 線導体と中性線との間に短絡故障が発生した場合の商用周波ストレス電圧	8
443 大気現象又は開閉による過渡過電圧に対する保護	8
443.1 一般事項	8
443.2 (空白)	9
443.3 用語及び定義	9
443.4 過電圧抑制	10
443.5 リスクアセスメントの手法	11
443.6 定格インパルス電圧（過電圧カテゴリ）の分類	12
444 電磁的影響に対する手段	14
444.1 一般事項	14
444.2 (空白)	15
444.3 用語及び定義	15
444.4 電磁障害（EMI）の低減	16
444.5 接地及び等電位ボンディング	32
444.6 回路の隔離	38
444.7 ケーブル配線方式	40
445 不足電圧に対する保護	42
445.1 一般要求事項	42
附属書 A（参考）SPD の使用についてのリスクレベル CRL 算出例	44
附属書 B（参考）架空電線路に対して適用する SPD による過電圧抑制に関する指針	46
附属書 C（参考）サムカントリーノート	47
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	49
解 説	50

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 60364-4-44:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

低圧電気設備—第 4-44 部：安全保護— 妨害電圧及び電磁妨害に対する保護

Low-voltage electrical installations—Part 4-44: Protection for safety— Protection against voltage disturbances and electromagnetic disturbances

序文

この規格は、2007 年に第 2 版として発行された **IEC 60364-4-44**、2015 年に発行された Amendment 1、及び 2018 年に発行された Amendment 2 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

440.1 適用範囲

この規格は、特定の様々な理由によって生じる妨害電圧及び電磁妨害の事象中での電気設備の安全に関する要求事項について規定する。

妨害電圧及び電磁妨害が電力供給系統を経て電気設備の中又は電気設備間に伝導する可能性はあるが、この規格は、電気事業者の配電系統又は発電及び送電系統への適用は意図していない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60364-4-44:2007, Low-voltage electrical installations—Part 4-44: Protection for safety—Protection against voltage disturbances and electromagnetic disturbances + Amendment 1:2015 + Amendment 2:2018 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

440.2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 60364-4-41 低圧電気設備—第 4-41 部：安全保護—感電保護

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60364-4-41:2005**, Low-voltage electrical installations—Part 4-41: Protection for safety—Protection against electric shock

JIS C 60664-1 低圧系統内機器の絶縁協調—第 1 部：基本原則、要求事項及び試験